

第13回堀切地区まちづくり推進協議会を開催しました！

完成した「堀切地区の活性化まちづくりに向けた提案」を区へ提出しました！

まちづくり事業・地区計画の導入の検討をきっかけに、堀切地区全域を考え、将来の堀切がより魅力的で、安心して暮らしやすいまちとなるように、今後の活性化まちづくりに向けた取り組みのためのアイデアや方法を検討しました。提案は、平成22年に策定した堀切地区まちづくり構想を基にし、まちあるきなどで情報を集め、とりまとめたものを葛飾区へ提出しました。提案の内容は以下の通りです。

提案の内容

- 1 堀切らしい魅力を活かした歩いて楽しい、歩きやすい回遊性のあるまち
- 2 今ある堀切の景観やまちなみを演出し、よい魅力あるまちに
- 3 賑わいや安らぎを生む人々が集える場所のあるまちに
- 4 誰もが安全に、安心して、歩きやすいまちに
- 5 賑わいのある商店街のあるまちに



- 葛飾区では、今後のまちづくり事業などの取り組みに提案内容を活かしていきます！
- 協議会では、今後の堀切地区の活性化まちづくりに向けて、提案を基に活動をつづけます！

【葛飾区より】

①堀切地区のまちづくりの進捗について報告がありました

・現在検討が進められているまちづくり事業・地区計画の導入について、なぜその取り組みが必要なのか、どのように地域の課題を解決していくか、どのようなスケジュールで進めていくかについて再確認を行いました。

②堀切地区内で計画されている公園整備について報告がありました

- ・堀切菖蒲園の拡張整備
堀切菖蒲園の一部を拡張し、バリアフリー工事をするための基本設計が予定されています。
- ・（仮称）堀切二丁目第二公園の整備
ラッキー通り商店街内の堀切二丁目38番10号にある敷地を公園として整備する予定です。公園の計画づくりに向けて、区民参加の検討会を開催する予定です。

堀切地区まちづくり推進協議会とは

はじめてお読み下さる方へ

京成本線荒川橋梁架替事業の発表を契機として、堀切地区全体のまちづくりを住民主体で考えるため、平成18年度に協議会が発足しました。メンバーは、地元町会、商店街、住民有志で構成されており、「誰もが、堀切の魅力を楽しみ、住み続けられるまちづくり」を合言葉として活動に取り組んでいます。

堀切地区のまちづくりについて、区ホームページでご紹介しています。

トップページ→暮らしのガイド→(まちづくり)→地域街づくり→橋梁架替をきっかけとした街づくり→堀切地区のまちづくり

～堀切地区のまちづくりに関する問い合わせは、下記にお願い致します～



堀切地区まちづくり推進協議会 事務局

葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 (半田、石田、丸山)
代表 03-3695-1111 (内線 2508)
直通 03-5654-8391



このニュースは、堀切地区(堀切一丁目～五丁目)の皆さんに配布しております 【発行】堀切地区まちづくり推進協議会

ぜひ、ご参加ください まちづくり事業・地区計画の整備計画(素案)をまとめる 堀切二丁目周辺・四丁目地区の 「最後の検討会」を開催します！

長年、取り組みを積み重ねてきた堀切地区のまちづくりの実現を目指し、堀切二丁目周辺地区、堀切四丁目地区のまちづくり事業・地区計画導入に向けた検討が最終段階に入っています。



8月の堀切二丁目周辺地区・四丁目地区検討会は、
「整備計画素案(検討会案)まとめ」に向けた「最後の検討会」になります。
皆さまのご意見を計画に活かすためにも、ぜひご参加ください！

堀切二丁目周辺地区検討グループ 『第7回 検討会』

【日時】8月22日(金)
午後7時～

【内容】
整備計画素案まとめその②

堀切四丁目地区検討グループ 『第10回 検討会』

【日時】8月21日(木)
午後7時～

【内容】
整備計画素案まとめその②

【会場】堀切地区センター 2階 第一会議室

京成 堀切菖蒲園駅 下車徒歩1分
駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。



平成27年4月からの「事業開始」に向け、計画作成を進めています。

2・3ページにて、
二丁目周辺地区・四丁目地区検討会でのこれまでの協議で
確認された整備計画素案の方針についてご紹介します！

2・3ページを
ご覧ください！

現在、堀切二丁目周辺地区・四丁目地区検討会では、下記の整備計画案(たたき台)を検討しています

●道路整備に関する計画案 (たたき台)

二丁目周辺地区の道路整備の考え方

「堀切小学校を中心とした環状道路を整備」することで、

- ・ 消防活動困難区域※の解消
- ・ 地区内の主要な防災道路の確保

を行い、災害時の消防活動・避難行動が円滑に行える防災道路ネットワークを形成する。

※消防活動困難区域とは

⇒道路の幅員が狭く(6m未満)、消防車が地区内に進入しにくい地域を指します。

四丁目地区の道路整備の考え方

京成本線荒川橋梁架替事業と連携して、

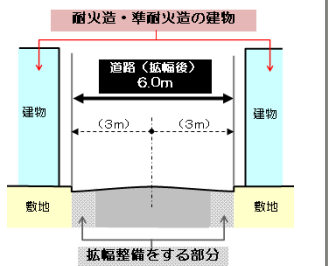
- ・ 優先的に道路整備を行う路線
- ・ 個別の建替え時の壁面後退によって中長期的に道路空間を確保する路線

を選定し、災害時の消防活動・避難行動が円滑に行える防災道路ネットワークを形成する。

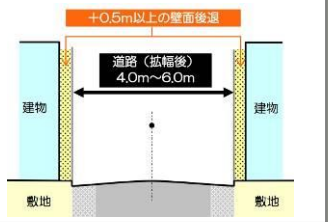
地区の取組方針図(案)

道路の整備イメージ図

6mの道路整備



防災道路として位置づけ



凡例

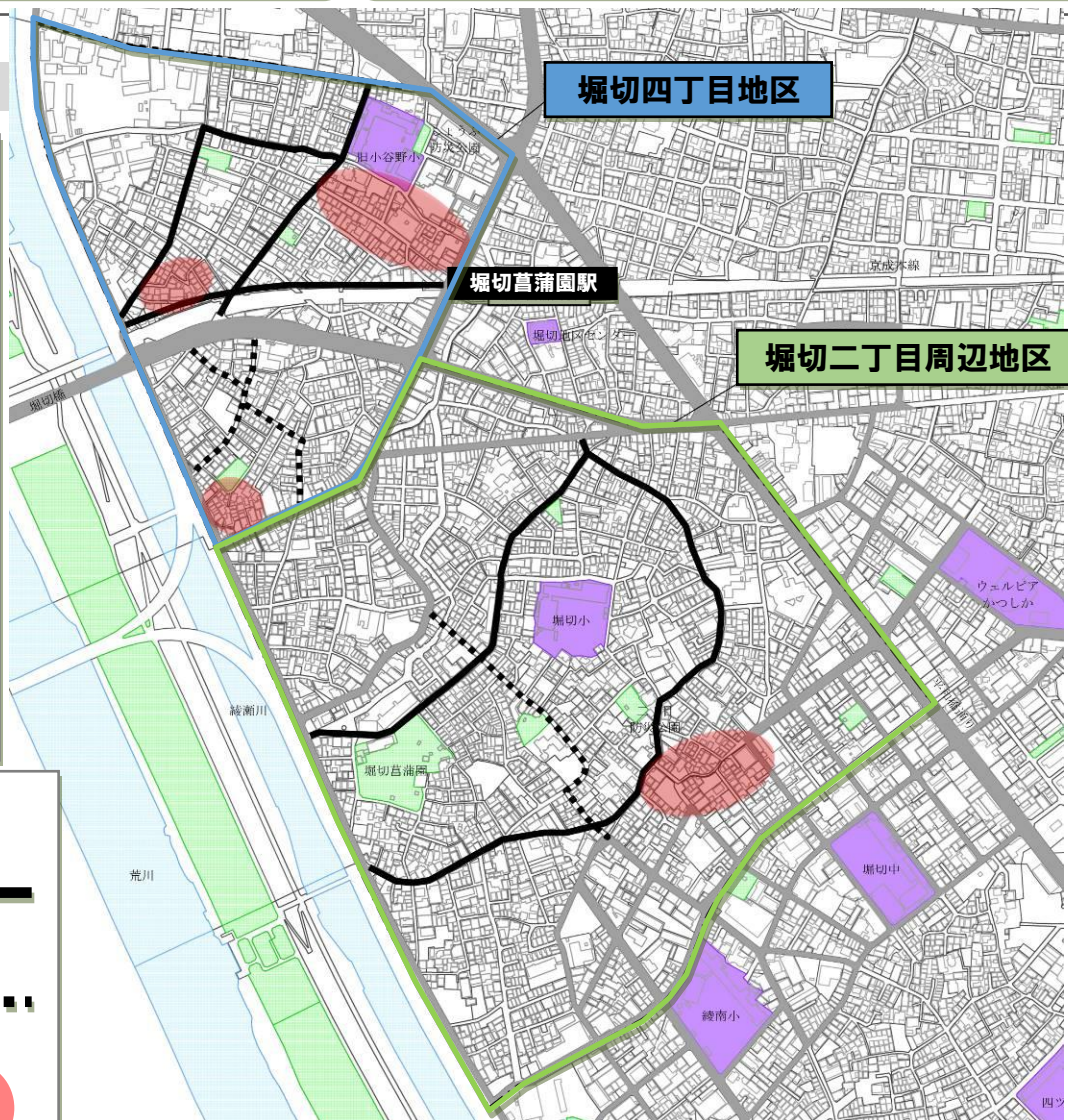
6mの道路整備を行う路線
(まちづくり事業)



防災道路として位置づけを行う路線
(建替えのルール)



道路整備と建物の一体的な整備等を検討するエリア



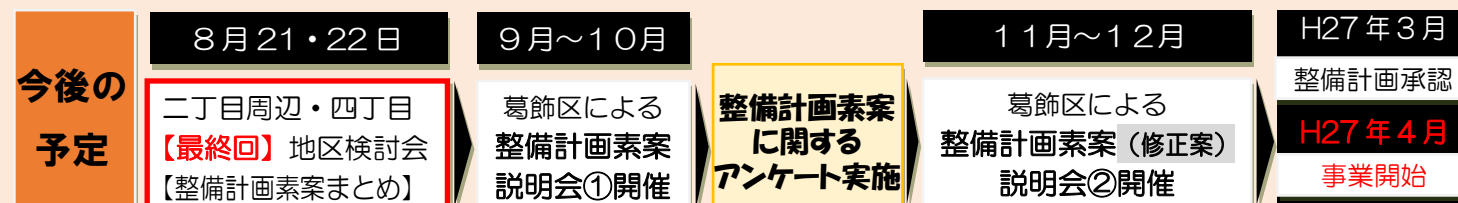
●公園・建物の整備に関する計画案 (たたき台)

二丁目周辺地区と四丁目地区の公園・建物の整備の考え方(共通)

- ・ 公園整備は、「土地所有者の合意が得られた場所」から区が買収するなどして、防災性の向上に効果的な用地に対して、随時進める。
- ・ 建物整備は、「建替えが困難な区域」や「道路整備と建物の一体的な整備等を検討するエリア」において勉強会を開催するなど、住民の皆さまと共に建替え方策などに関する検討を進める。

●建替えのルールに関する計画案 (たたき台)

建替えルールの項目	ルール(たたき台)の内容	二丁目周辺地区検討会でのご意見	四丁目地区検討会でのご意見
①建物の構造の制限	火災が延焼しないように火災に強い建物を増やすため、建替える場合準耐火以上の建物とする	・ 今後の建替えの際に効果のあるルールならばいいのではないかと	・ 地区全体での構造制限が必要
②壁面の位置の制限	防災上重要な道路の沿道の建物は、緊急車両が通行しやすいように、「防災道路として位置づけを行う路線」は、道路境界線から壁面を50cmセットバックする	・ 壁面後退だけでなく、最終的には6mの道路として整備する必要があるのではないかと ・ 対象となる路線沿道の方の意見を聞いて判断したい	・ 防災上重要な道路の幅員は原則6mが望ましい
③建物の用途の制限	地域にふさわしくない用途の建物ができないように、性風俗店の出店を規制する	・ 性風俗店は現在のまちなみにも無いいため、今後も作られないようにしたい	・ 今後も地区内に性風俗店が出店されないようにしたい
④敷地面積の最低限度	現在よりも敷地が細分化しないように、敷地面積を66㎡以上とする ※既に66㎡未満の敷地はルールの対象外です。	・ 地区内で66㎡を下回る敷地が多いのではないかと	・ 建物の再密集化を抑える目的は理解できるが、土地を分割できないお宅が出てくる可能性があるのは心配
⑤建物高さの最高限度	(葛飾区全域で高さの最高限度を設けるため、地区計画では定めません)	・ 住宅街としての街並みが壊れないようにしてほしい ・ 過度に制限しすぎず、新たな住民が住むマンション等の開発が阻害されないようにしてほしい	・ 日当たりが悪くならないようにしてほしい
⑥垣・さくの構造制限	地震の際に倒壊の心配がないように、ブロック塀を設けず、フェンスや生け垣を設ける ※ブロック塀を設ける場合は3段程度までとする	・ ブロック塀は無くしたほうがいい ・ 目隠しが必要な用途の建物でもフェンスでないといけないのか	・ 特になし
⑦建物の形態・意匠制限	地域の落ち着いたまちなみを維持していくため、原色は使用せず、周囲と調和したデザインとする	・ 原色は何色を指すのか	・ 特になし



8月の検討会の開催以降は、検討会の案をもとに葛飾区による整備計画素案説明会を開催します。葛飾区による整備計画素案説明会①開催後に、まちづくり事業・地区計画の導入に関するアンケートを実施し、頂いたご意見を踏まえ、整備計画素案(修正案)説明会②を開催します。検討会へのご参加と併せて、アンケートへのご協力もお願いいたします。